高知県木材加工流通施設整備事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

|  |  |
| --- | --- |
| 新 | 旧 |
| 高知県木材加工流通施設整備事業費補助金交付要綱第１条　（略）第２条　　県は、間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図るため、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、木材産業国際競争力強化対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）、木材産業国際競争力強化対策実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第26に定める基金活用事業の実施に当たっての条件等について（平成28年1月20日付け27林整計第240号林野庁長官通知）、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政経政第892号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林整経第349号林野庁長官通知）に基づき、別表第１に掲げる事業主体が事業を行うために要する経費について、同表に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助するものとする。ただし、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。第３条～第４条　（略）第５条（１）～（18）（略）（19）事業主体は、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）（【事業者向け】若しくは【事業者団体向け】）」（令和３年２月26日付け２林政経第458号林野庁長官通知）又は「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：木材産業）（【事業者向け】若しくは【事業者団体向け】）」（令和３年２月26日付け２林政産第168号林野庁長官通知）を踏まえて作業安全に関する取組を行うものとし、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：【林業】又は【木材産業】）（【事業者向け】又は【（事業者団体向け）】）チェックシート」を記入の上、補助金等交付申請書に添付すること。ただし、過去１年以内に事業主体が他の事業においてチェックシートを作成している場合は、その写しを提出すること。第６条～第14条　（略）（附　則）１　（略）２ この要綱は、令和５年５月３１日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第５条、第９条第３項及び第４項、及び第１３条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附　則この要綱は、令和４年４月１日から施行し、令和４年度事業から適用する。要綱別表別表第１（第２条関係）　（略）別表第２（第２条、第５条関係）　（略） | 高知県木材加工流通施設整備事業費補助金交付要綱第１条　（略）第２条　　県は、間伐材等の森林資源を活用した林業、木材産業等の地域産業の再生を図るため、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策実施要綱（平成28年1月20日付け27林整計第236号農林水産事務次官依命通知）、木材産業国際競争力強化対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）、木材産業国際競争力強化対策実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知）、合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第26に定める基金活用事業の実施に当たっての条件等について（平成28年1月20日付け27林整計第240号林野庁長官通知）、林業成長産業化総合対策補助金等交付要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、林業成長産業化総合対策実施要綱（平成30年3月30日付け29林政経政第892号農林水産事務次官依命通知）、林業・木材産業成長産業化促進対策交付金実施要領（平成30年3月30日付け29林整経第349号林野庁長官通知）に基づき、別表第１に掲げる事業主体が事業を行うために要する経費について、同表に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）に対して予算の範囲内で補助するものとする。ただし、補助事業者が別表第２に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。第３条～第４条　（略）第５条（１）～（18）（略）（新設）第６条～第14条　（略）（附　則）１　（略）２ この要綱は、令和４年５月３１日限りその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第５条、第９条及び第１２条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。（新設）要綱別表別表第１（第２条関係）　（略）別表第２（第２条、第５条関係）　（略） |